
動物裁判

坂田火魯志

タテ書き小説ネット Byヒナプロジェクト

<http://pdfnovels.net/>

注意事項

このPDFファイルは「小説家になろう」で掲載中の小説を「タテ書き小説ネット」のシステムが自動的にPDF化させたものです。この小説の著作権は小説の作者にあります。そのため、作者または「小説家になろう」および「タテ書き小説ネット」を運営するヒナプロジェクトに無断でこのPDFファイル及び小説を、引用の範囲を超える形で転載、改変、再配布、販売することを一切禁止致します。小説の紹介や個人用途での印刷および保存はご自由にどうぞ。

【小説タイトル】

動物裁判

【Nコード】

N8964P

【作者名】

坂田火魯志

【あらすじ】

飼い主に怪我を負わせた豚が裁判にかけられた。その進展と判決の行方は。欧州では実際に行われていたことです。

第一章

動物裁判

奇妙な裁判であつた。

しかしである。当人達は本気であつた。

「さすればだ」

「はい」

「真でございます」

謹厳な顔の裁判官に対してだ。検事と一人の男が答えていた。

「この者がです」

「私がです」

二人はまた裁判官に話した。

「あそこにいる豚に襲われまして」

「この通りでございます」

男はここで自分の顔を見せた。見ればそこにはだ。

青い痣があつた。かなり大きい。その痣を見せて裁判官に話すの
だつた。

「あの豚がです。前から来てです」

「それでその体当たりをまともに顔に受けまして」

「検事も話す。」

「この通りなのです」

「幸い怪我はこれだけですが」

「男はさらに話す。」

「しかしそれでもです」

「この者、非常に痛い思いをしました」

「検事がここでまた裁判官に話す。」

「そういう次第です」

「わかつた。それではだ」

裁判官は二人の話を聞いた。そのうえでだつた。

豚の方を見る。豚はただそこで自分の餌を食べているだけだ。裁判官達の視線にも周囲の見物人達の目もだ。全く気にしていない。

「被告の意見を聞こう」

「はい」

ここで豚の傍に立っている弁護士が言ってきた。

「裁判官、まずはです」

「何だ」

「この者人の言葉を話せないようなので」

「うむ」

当然と言えば当然のことだがそれでも真面目に受け取られた。

「それで私です。この者の代理となつて宜しいでしょうか」

「よい」

裁判官はこう答えてそれをよいとした。

「それでは代理を許す」

「有り難うございます」

「それでだが」

代理を許したうえでだ。裁判官はあらためて弁護士に問うた。

「その豚は無罪か」

「はい、無罪です」

裁判官はこう返した。

「無罪であると主張します」

「その証拠はあるのか」

「はい、まずこの豚ですが」

ここでその弁護をしている豚のことを話す。

「普段から主に虐待を受けていました」

「虐待とな」

「その証拠にです。御覧下さい」

見るとであった。豚の背にだ。縦に刻まれた傷が幾つもあった。

その傷は弁護士だけでなく裁判官も検事も見ていた。

「これは鞭による傷です」

「その通りだな」

裁判官もはつきりとわかるものだった。

「確かにだ」

「被告は原告に普段から恒常的に虐待を受けていました」
また話す弁護士だった。

「つまりはです」

「つまりは、か」

「はい。被告は原告に対して報復を行ったに過ぎません。これはあまりに過度であった場合認められるものであります」

この国の法律に基づいての言葉であった。

「目には目を、歯には歯を、ですから」

「そうだよな」

「やられたらやり返せ」

「特に暴力が酷いとな」

「そうしないとな」

「ああ、決まりにあるぞ」

話を聞く観客達も弁護士のその言葉に納得していく。

「じゃあここは」

「あの豚は無罪か？」

「そうだよな」

「そうなるよな」

「いや、それはどうでしょうか」

しかしであった。検事がここで口を開いてきたのであった。

第二章

「それについてはですが」

「発言を許す」

裁判官はその検事にやや後出しだがこう告げた。

「それで何か」

「はい、被告は原告の家にいる家畜です」

検事が主張するのはこのことだった。

「家畜なのです」

「それはその通りだ」

裁判官は検事その言葉に納得した声を出した。

「その者は確かに原告の家畜だ」

「我が子や使用人ならいざ知らず」

検事はさらに言う。

「家畜です。それならば躰として当然ではないでしょうか」

「躰か」

「我が子や使用人であっても」

検事は自分の言葉を少し戻してみせた。そのうえでさらに話すのであった。彼もかなり真面目な調子で話を進めている。

「鞭で打ってそれで教え込みます」

「うちもだよ」

「うちも」

「うちも」

「そうされていたしそうしているよ」

「そうだよな」

観客達はここでまた話すのであった。

「それじゃあ家畜でもな」

「鞭で躰けるのは当然だよな」

「そうなるよな」

「ああ」

観客達は検事の言葉に傾いていた。そしてである。有罪か無罪かを決める裁判官とその補佐達もだ。検事の言葉にひそひそと話し合う。

「うつむ、確かにな」

「子供や使用人に対してもな」

「鞭を使うな」

「そうだな」

観客達と大体同じことを話す。

「それなら家畜なら余計に」

「ああ、鞭を使うのはな」

「当然だな」

「そうだな」

「それではだ」

「この場合は」

天秤が一方に大きく動いた。しかしである。

弁護士もだ。尚も言うのであった。

「被告が原告を襲ったという証拠ですが」

「何か」

「それはあるのでしょうか」

こう話すのであった。

「それはどうなのでしょうか」

「証拠か」

「その襲った現場を見た者はいるのでしょうか」

弁護士はこのことを話すのであった。

「その目撃者は」

「馬鹿を言うものだ」

ここで言ったのは原告であった。顔を顰めさせて言っている。

「俺が証拠だ」

「貴方がですか」

「そつだ、俺が証拠だ」

こう主張するのである。

「実際に襲われてそれを見た俺がだ。何よりの証拠じゃないのか」

「いえ、それはなりません」

「ならないだと!？」

「はい、なりません」

弁護士は原告に対して冷たい感じで答える。

「そつはです」

「それはどうしてなんだ」

「当事者だからです」

だからだというのである。

「それでなのです」

「当事者は証拠にはならないというのか」

「はい、当事者の意見はどうしても主観的なものになってしまいま
す」

弁護士が指摘するのはこのことだった。今度はこうした主観かど
うかという話であった。

「ですからそれはです」

「じゃあ誰の話だったらいいんだ」

「あくまで第三者の、です」

弁護士はこう主張する。

第三章

「第三者が出した証拠が必要です」

「それがなければどうなるっていうんだ」

「被告は無罪となります」

弁護士は言った。

「そうなります」

「おい、そんなのあるか」

原告は思わず怒った声で言い返した。

「俺は怪我をしてるんだぞ。それでか」

「そうだ、その通りだ」

検事も言う。

「そんなことは許されない」

「しかし証拠はありません」

「いや、ある」

検事はここで主張した。

「それはある」

「あるのですか？」

「そうだ、見ろ」

こう言うのであった。原告に顔を向けて言うのであった。

「あれを」

「あれをとほ？」

「腹を見せるんだ」

こう原告に話すのである。

「いいな」

「わかりました。それじゃあ」

原告は検事の言うことを理解してだ。そのうえで服を胸まで脱いでその腹を見せたのであった。するとそこにあったものは。

「跡だよな」

「ああ、痣になつてるよな」

「そうだよな」

観衆達もそれを見て言った。

「青痣だよな」

「あれはな」

「しかも蹄の跡だよな」

「しかもあれは」

見るとだ。その蹄の形は。

「先が分かれているよな」

「それにあの形と大きさは」

「ああ、間違いないな」

「あれだ」

「豚の蹄の跡だ」

「これが何よりの証拠」

検事は原告のその胸を裁判官や観衆達に見せながらさらに話す。

「被告が原告を襲つた何よりの証拠である」

「さて、それが証拠なのでしょうか」

弁護士はそう言われても平然と返すのだった。

「果たして」

「違うというのか」

「それは証拠にはならないでしょう」

「こう言うのである。」

「とてもです」

「何故だ」

「例え豚の蹄であっても」

「それでもだというのだ。」

「それが被告のものとは限りません」

「違うというのか」

「大きさや形が完全に同じとは限らないでしょう」

「だからだというのである。」

「それでどうして証拠と言えるのでしょうか」

「そうだよな」

「豚っていつても多いしな」

「ああ、多い」

「それじゃああの豚がやったってな」

「証拠にならないよな」

「全くだ」

観衆達は今度も弁護士の言葉に動いた。

「となるとな」

「やっぱりあの豚じゃないんじゃないのか？」

「ああ、豚にしてもな」

「犯人じゃないだろ」

「証拠がないんだったらな」

何につけてもここが重要だった。証拠であった。

第四章

「あの豚じゃない」

「他の豚なんじゃないか？」

「そうだよな」

観衆達はこう考えだしていた。しかしだ。

ここでまた、であった。検事は言った。

「それではだ」

「それでは？」

「そうだ、その被告のだ」

こう弁護士に対して話す。

「足形を取ろう」

「被告のですか」

「それではつきりする筈だ」

そうするといふのである。

「それに異論はないか」

「はい」

弁護士は苦しい顔になった。しかしここは頷くしかなかった。

こうしてだ。被告である豚の足形が取られた。それからであった。

その足形と原告の痣が一致するかどうか調べられた。その結果は。

「完全に同じですね」

「そうだな」

裁判官も検事の指摘に頷く。

「その通りだ」

「ではこの豚はです」

「犯人だな」

ここでだ。このことがはっきりとした。

「原告に傷害行為に及んだ」

「その通りです」

「それではだ」

「ここだ。裁判官は言うのだった。」

「被告を有罪とする」

「決まったか」

「あの豚だったか」

「あいつが犯人だったのか」

「観衆はその判決に頷く。」

「それで刑はどうなるんだ？」

「ああ、それだよな」

「問題はな」

「待つて下さい」

「ここであった。再び弁護士が話すのだった。」

「ここはです」

「ここは？」

「ここは。何なんだ？」

「被告は原告を殺害してはおりません」

「彼が今度弁護するのは刑罰についてであった。」

「それにその怪我はやがて消えるものです」

「そうであるというのだな」

「はい、ですからここは」

「弁護士は裁判官に対してさらに訴える。」

「寛大な処罰を御願いします」

「そうだな」

「裁判官は弁護士の言葉を受けてまずは頷いたのだった。そうして
だ。」

「左右にいる助手達とあれこれ話してだ。そのうえで刑罰を話した。」

「被告の尻を三十鞭で叩くものとする」

「百叩きでもないのか」

「それ位か」

「軽いな」

「傷害だとあんなものだろ」

観衆達はその判決にまた話した。

「じゃあこんなものか」

「そうだな、これでな」

「これでいいよな」

「ああ」

こうしてであった。豚はその尻を鞭で三十叩かれ原告である飼主に引き取られた。これがこの裁判の結末であった。

これは欧州で実際にあつた話である。中世の欧州では動物裁判なるものが真剣に行われてきていた。そしてそれによつて死刑になつた動物もいる。今から見ると滑稽であるが当時は真剣に為されていた。行う方は少なくとも何の遊びも冗談もそこにはなかつた。それが動物裁判の話である。

動物裁判

完

2010・9・8

PDF小説ネット発足にあたって

PDF小説ネット（現、タテ書き小説ネット）は2007年、ルビ対応の縦書き小説をインターネット上で配布するという目的の基、小説家になるうの子サイトとして誕生しました。ケータイ小説が流行し、最近では横書きの書籍も誕生しており、既存書籍の電子出版など一部を除きインターネット関連に横書きという考えが定着しようとしています。そんな中、誰もが簡単にPDF形式の小説を作成、公開できるようにしたのがこのPDF小説ネットです。インターネット発の縦書き小説を思う存分、堪能^{たんのう}してください。

この小説の詳細については以下のURLをご覧ください。
<http://ncode.syosetu.com/n8964p/>

動物裁判

2011年1月2日22時25分発行